

第20回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年3月24日(木)
午後3時00分～午後5時30分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

| | |
|--------|--------------------------------|
| 議案第90号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第91号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第92号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第93号 | 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について |
| 議案第94号 | 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借) |
| 議案第95号 | 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について |
| 議案第96号 | 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) |
| 議案第97号 | 本部町農業委員会専決処理規定の一部改正について |

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大濱 兼愛

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第91号 農地法第5条許可の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。
番号1番 伊豆味2600 登記現況共に、畑 面積2,513㎡
譲渡人: 沖縄市在住K氏
譲受人: 嘉手納町にあるT企業
転用目的: キャンプ施設
転用理由: 従業員、取引先の利用するキャンプ場として利用したいため。
その他については審査票にてご確認ください。
添付資料説明

番号2番 瀬底4611-1 登記現況共に、畑 面積551㎡(内352㎡)
譲渡人: 沖縄市在住T氏
譲受人: 浦添市在住S氏
転用目的: 一般個人住宅
転用理由: 借家住まいなので、自己住宅を建築したい。
その他については審査票にてご確認ください。
添付資料説明

番号3番 野原373-5 登記現況共に、畑 面積500㎡
譲渡人: 沖縄市在住K氏
譲受人: 本部町在住S氏
転用目的: 一般個人住宅
転用理由: 自己住宅兼共同住宅を建築したいため。
その他については審査票にてご確認ください。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。今回パトロールへ行った委員より、補足説明をお願いします。

2番委員

パトロールへ行き、実際に見てきたのですが、今回申請があった土地はどの土地も事前着工などは無く、特に問題はありませんでした。

補足説明は以上です。

議長

補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようなので進めてもよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第91号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第91号は可決決定いたします。

次に進みます。

議長

議案第92号 非農地証明願いについて議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第92号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 崎本部2976 登記 畑、面積2,300㎡

申請者:本部町在住U氏

所有者:同上

申請要旨:雑草・雑木が生い茂り、畑として使用する事が困難なため。

添付資料説明

番号2番 山川938 登記 畑、面積269㎡

申請者:沖縄市在住Y氏

所有者:宜野湾市在住S氏

申請要旨:長い間放置され雑草雑木が繁茂しているため。

添付資料説明

番号3番 健堅658-1 登記 畑、面積674㎡

辺名地799-1 登記 畑、面積2,605㎡

申請者:本部町在住S氏

所有者:那覇市在住N氏

申請要旨:長い間放置され、雑草雑木が繁茂しているため。

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑に入る前に、補足説明をお願いします。

3番委員 まず、番号1番の崎本部にある土地についてですが、現在は畑としては使われていなくて、茅で覆われている状態でしたが、写真を見ながら皆さんで判断して頂ければと思います。

次に番号2番の山川にある土地については、写真を見て頂くとわかる通り、草も生い茂っていて、大きい木も生えているので、長い間放置された土地だと思えます。

番号3番の健堅の土地は、道から入って奥の方は、木がたくさん生えていますが、手前の方は、茅は生えていますが、シークワサーの木もありました。

同じく番号3番の辺名地の土地については、全体的に草が生えていて、木も少しだけ生えてはいたのですが、こちらも写真を見ながら皆さんで判断して頂きたいです。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。何か質問がありましたらお願いします。

3番委員 番号1番の土地についてですが、こちらは農地として購入された土地だと思えますが、購入後3年以上は経過していますか？

事務局 平成24年に購入されているので、3年は経過しています。

6番委員 農地として購入された際の、具体的な目的はどのような内容だったのですか。

事務局 確か山羊用の牧草でした。

1番委員 番号3番の健堅の土地ですが、補足説明によるとシークワサーが生えているようですが、これを非農地にしてもいいのでしょうか。

1番委員 同じく番号3番の辺名地の土地も木は少し生えているようですが、非農地と認められるほどのものではないような感じがします。

3番委員 実際に現場確認に行き、状況を見たのですが、確かに、番号1番の土地はまだ畑として利用できそうです。

また、1番委員が言った通り、番号3番の健堅の土地は、シークワサーも生えているので非農地として認められるものではないかと思います。

番号3番の辺名地の土地についても、草は生えている状態ではありますが、非農地としては認められるほどではないと思います。

議長 今回の意見をまとめますと、番号1番については、まだ畑として利用できる、番号3番の健堅658-1については、シークワサーも生えていて畑として利用できる、番号3番の辺名地799-1の土地については、草木は生えているが、非農地として認められるほどでもないという事ですので、議案第92号については、番号2番は可決、番号1番と番号3番については、否決ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第92号は番号2番を提案通り認め、番号1番と番号3番に関しては、否決ということで決定致します。

次に進みます。

議長 議案第93号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について議案といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、説明させていただきます。

議案第93号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について
上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 崎本部2601-1 登記現況共に、畑 面積:1,771㎡
崎本部2606-1 登記現況共に、畑 面積:3,660㎡
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑
存続期間:平成28年4月1日から平成38年2月28日までの9年11ヶ月の機構法賃貸借
添付資料説明。

番号2番 具志堅598 登記現況共に、畑 面積:404㎡
農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住F氏
利用目的:畑
存続期間:平成28年4月1日から平成33年2月28日までの4年11ヶ月の機構法賃貸借
添付資料説明。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

質問がないようですので、議案第93号は提案通り認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第93号は可決いたします。

次に進みます。

議長

議案第94号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長よりご指名頂きましたので、ご説明させていただきます。

事務局

議案第94号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 崎本部2601-2 面積357㎡ 登記現況共に、畑
利用権を設定する者:本部町在住G氏
利用権設定を受ける者:公益財団法人沖縄県農業振興公社
利用目的:畑、5年間の賃貸借。
過半数の同意に基づく設定
農地中間管理事業
添付資料説明。

番号2番 崎本部3345-1 面積389㎡ 登記 原野、現況 畑
崎本部3346-1 面積104㎡ 登記 原野、現況 畑
崎本部3348 面積226㎡ 登記 原野、現況 畑
崎本部3350 面積123㎡ 登記 原野、現況 畑
利用権を設定する者:本部町在住W氏
利用権設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借。
添付資料説明。

番号3番 崎本部2151 面積590㎡ 登記現況共に、畑
崎本部2152 面積318㎡ 登記現況共に、畑
利用権を設定する者:北谷町在住W氏
利用権設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借。
過半数の同意に基づく設定。
添付資料説明。

番号4番 新里375-1 面積765㎡ 登記現況共に、畑
利用権を設定する者:うるま市在住K氏
利用権設定を受ける者:本部町在住U氏
利用目的:畑、10年間の使用貸借。
添付資料説明。

番号5番 具志堅569 面積2,153㎡ 登記現況共に、畑
具志堅570 面積1,039㎡ 登記現況共に、畑

利用権を設定する者:那覇市在住N氏
利用権設定を受ける者:本部町在住K氏
利用目的:畑、10年間の賃貸借。
更新:平成28年5月1日からの5年間
添付資料説明。

説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、審議に入ります。
質問や意見がありましたらお願いします。

ないようですので、進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議がないようですので、議案第94号について、
提案通り認めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとの事ですので、議案第94号について、
提案通り可決致します。

次に進みます。

議長 議案第95号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
議案と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたので、説明させていただきます。

事務局 議案第95号 農地法第3条第2項第5号で定める別段の面積について
上記のことについて、農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条に基づき、
別段の面積の設定について、農業委員会の可否の意見を求めます。

それでは、1ページ目をお開き下さい。

1. 設定の有無:有
2. 設定区域:町内全域
別段の面積;現行40a、見直し後40a
3. 設定方法:農地法施行規則第17条第2項の規定により、設定区域内及び
周辺地域における農地又は採草放牧地の保有及び将来の見通しからみて、
新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

添付資料説明。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

年に一回の見直しという事で、現行通りの別段の面積となりますが、
異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

では、議案第95号は提案通り可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとの事ですので、議案第95号は提案通り可決致します。

次に進みます。

議長 議案第96号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価(案)について議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長よりご指名頂きましたので、ご説明します。

議案第96号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価(案)について、
上記の事について、農業委員会の可否の意見を求めます。

例年、その年度の評価と次年度の計画を同じ月の総会で議案としましたが、
今年からそれらの様式が大きく変わるということで、
まだ、計画の様式が届いておりませんので、平成28年度の計画については、
平成28年度の4月もしくは5月の農業委員会総会で議案として、あげます。

それでは1ページ目をご覧ください。

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況
周知している 告示及びホームページによる周知。

(2) 総会等の議事録の作製
作製している

(3) 議事録の内容
詳細なものを作製している

(4) 議事録の公表
公表している ホームページにより公表。

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:15件、うち許可15件及び不許可0件)

事実関係の確認

実施状況 申請書類の確認を行うとともに、3名の農業委員及び事務局職員で現地調査
並びに必要に応じて申請者に対する聞き取りを行っている。

総会等での審議

実施状況 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。

申請者への審議結果の通知

実施状況 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 0件
不許可処分の理由の詳細を説明した件数 0件

審議結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:37件)

事実関係の確認

実施状況 提出された申請書や添付書類等により、農業委員及び事務局職員で
書類審査及び現場確認を行っている。

総会等での審議

実施状況 農地法並びに、法運用基準等に照らし、事業計画内容や現場の
状況等を総合的に判断する。

審査結果等の公表

実施状況 議事録を作製し、ホームページ等により公表。

(3) 農業生産法人からの報告への対応

農業生産法人からの報告について

管内の農業生産法人数 7法人

報告書提出農業生産法人数 3法人

報告書の督促を行った農業生産法人数 0法人

督促後に報告書を提出した農業生産法人数 0法人

報告書を提出しなかった農業生産法人数 0法人

対応方針

未報告の法人については、電話連絡により報告するよう指導する。

(4)情報の提供等

賃借料情報の調査・提供

実施状況 調査対象賃借物件数28件 公表時期 平成28年3月

情報の提供方法:ホームページで公表

農地の権利移動等の状況把握

実施状況 調査対象権利移動等件数15件 取りまとめ時期 作成後随時

情報の提供方法:議事録作製により、ホームページで公表

農地基本台帳の整備

実施状況 整備対象農地面積863ha 整備方法 電算システムによる整備

データ更新:利用状況調査結果を踏まえ更新

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現状(平成27年12月現在)

管内の農地面積(A)863ha 遊休農地面積(B)139ha 割合($B/A \times 100$)16.1%

課題:若年層の農業離れや少子高齢化により農業従事者が減少するため、遊休地・耕作放棄地が増加している。優良農地として保全することが課題。

2 平成27年度の目標及び実績

目標① 10ha 実績② 4.0ha 達成状況($(②/①) \times 100$) 40.0%

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画

農地の利用状況調査

調査実施時期 8月~12月 調査員数(実数) 11人 調査結果取りまとめ時期 1月~3月

調査方法 農業委員会、事務局職員、臨時職員により農地の一筆調査を実施する。

遊休農地への指導 実施期間:8月~12月

活動実績

農地の利用状況調査

調査実施時期 9月~2月 調査員数(実数) 13人 調査結果取りまとめ時期 10月~3月

調査方法 農業委員会、事務局職員、臨時職員により農地の一筆調査を実施した。

遊休農地への指導

指導件数:0件 指導面積:0ha 指導対象者:0人

4 評価の案

目標に対する評価の案 耕作放棄地解消事業や自助努力により、遊休地の解消を図っているが、高齢化による離農等により遊休地が増加している。

活動に対する評価の案 所有者等の理解が得られにくい中、利用権設定等によって遊休地等を解消することができた。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現状(平成27年12月現在)

農家数280戸 うち主業農家105戸 農業生産法人数7法人

認定農業者11経営 特定農業法人0法人 特定農業団体0団体

課題 新規就農者が少ない状況で育成を図るには、県の関係機関や農協と連携し、農地の確保や活気ある農業を営める環境づくりをどうするかが課題。

(2) 平成27年度の目標及び実績

目標① 認定農業者2経営 特定農業法人0法人 特定農業団体0団体

実績② 認定農業者2経営 特定農業法人0法人 特定農業団体0団体

達成状況($(②/①) \times 100$) 認定農業者100% 特定農業法人0% 特定農業団体0%

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現状(平成27年12月現在)

管内の農地面積863ha これまでの集積面積21ha 集積率2.4%

課題 農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増加、担い手への農地の利用集積を図ること。

(2) 平成27年度の目標及び実績

目標① 5ha 実績② 11.0ha 達成状況(②/①×100) 220.0%

(3) (2)の目標に向けた活動

活動計画 平成25年度の農地利用状況調査及び農地基本台帳整理等をもとに、耕作放棄地対策協議会等と連携し、利用権設定の促進を図り、担い手農家に農地を集積する。

活動実績 耕作放棄地対策協議会と連携し利用権設定の促進並びに、耕作放棄地の解消を図り、担い手農家に農地あっせんを実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案 担い手への集積を図る実践に見合った目標値である。

活動に対する評価の案 計画に基づいた活動により、目標値に近づけることができた。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現状(平成27年12月現在)

管内の農地面積(A)863ha 違反転用面積(B)0.92ha 割合(B/A×100)0.1%

課題 農地法または農振法についての周知不足。

農地パトロールの強化。

(2) 平成27年度の目標及び実績

目標① 0.92ha 実績② 0ha 達成状況(②/①×100) 0.0%

(3) (2)の目標達成に向けた活動

活動計画 違反転用を防止するため、8月・10月に町全域を農業委員、事務局職員で農地のパトロールを実施し、農地転用許可権者である県と違反転用是正に取り組む。

農地法の制度説明会や町の広報誌に掲載し再発防止を図る。

活動実績 今年度は、新たな違反転用が生じないよう、初期段階で使用者・所有者へ指導を

(4) 評価の案

目標に対する評価の案 目標を達成することはできなかった。

活動に対する評価の案 新たな違反転用の発生を防ぐことができた。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。次年度の目標と計画については、来月以降の総会での議案ということですが、今年度の評価の説明に関して、何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、議案第96号について、この内容でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議がないという事ですので、議案第96号について、提案通り可決致します。

次の議案に進みます。

議長

議案第97号 本部町農業委員会専決処理規定の一部改正について議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長からご指名がありましたので、ご説明させていただきます。

議案第97号 本部町農業委員会専決処理規定の一部改正について上記のことについて、別紙のとおり本部町農業委員会専決処理規定を一部改正したいので、農業委員会の可否の意見決定を求めます。

以前にも専決処理規定に関しては一部改正を行っているのですが、今回、中間管理機構に関わる項目について、1件の条項を増やす改正案を提出しております。

現行

本部町農業委員専決処理規定

別表第1(第2条関係)

会長専決事項

(1)から(9)まで省略

(10)地目の変更登記に関する照会に対する調査結果の報告に関すること。

別表第2(省略)

改正案

本部町農業委員専決処理規定

別表第1(第2条関係)

会長専決事項

(1)から(9)まで省略

(10)地目の変更登記に関する照会に対する調査結果の報告に関すること。

(11)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見照会で、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が利用権設定を行う場合に関すること。

別表第2(省略)

このように会長専決事項に(11)の内容を加えております。

こちらは今回の農業委員会総会の議案第94号の番号1番にもあるような、沖縄県農業振興公社、農地中間管理機構が借り受ける場合については、会長の専決でできるようにするという改正案となっております。

補足としまして、中間管理権を設定した後に、利用配分計画で、実際に利用する方に対して貸付を行う際には、これまで通り、総会で審議して頂く必要がありますので、よろしくお願い致します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりましたので、審議に入ります。

何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第97号について、提案通り認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしという事ですので、議案第97号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時30分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 清一

本部町農業委員会会長

会長 比嘉 由具